

# 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項 : 第13条第2項
処 分 の 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付
原権者 (委任先) : 大分県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項 (駐車監視員資格者証用写真の添付)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日を除く。)
申 請 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先 : 大分県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話 097-536-2131)
備 考 :